

電波利用料制度に関する研究会（第7回）議事要旨

- 1 日時：平成19年7月26日（木） 18:00～20:00
- 2 場所：中央合同庁舎2号館 8階 総務省第一特別会議室
- 3 出席者
 - (1) 構成員
多賀谷 一照座長、高畑 文雄座長代理、大谷 和子構成員、黒川 和美構成員、鈴木 康夫構成員、土屋 大洋構成員、湧口 清隆構成員
 - (2) 総務省
寺崎 総合通信基盤局長、田中 電波部長、安藤 総務課長、富永 電波政策課長、藤野 電波政策課企画官、斉藤 基幹通信課長、大塚 重要無線室長、渡辺 移動通信課長、名執 衛星移動通信課長、吉田 放送政策課長、吉田 地上放送課長、武田 衛星放送課長
 - (3) 事務局
山内 電波利用料企画室長、越後 電波利用料企画室課長補佐
- 4 議題
 - (1) 「電波利用料制度に関する研究会」報告書（案）に対する意見募集の結果について
 - (2) 電波利用料制度に関する研究会 報告書について
 - (3) その他
- 5 議事要旨
 - (1) 総務省人事異動の紹介
 - (2) 「電波利用料制度に関する研究会」報告書（案）に対する意見募集の結果について

○ 事務局から「電波利用料制度に関する研究会 報告書（案）に対する意見募集の結果（概要）（資料1）」及び「電波利用料制度に関する研究会 報告書（案）に対する意見募集の結果（資料2）」、「電波利用料制度に関する研究会 報告書（案）（概要）（資料3）」及び「電波利用料制度に関する研究会 報告書（案）（資料4）」について説明。

○ 説明後における各構成員からの意見（矢印は研究会事務局の回答）

【電波利用料の制度について】

- ① 総額の歯止めについて
・総額が増え過ぎないように、どう歯止めを考えるのかがとても重要だと思っている。
電波利用共益事務に相応しい範囲内での負担となることが今後も引き続き維持されるべきだと思う。

・法律を無視して、料額の値上げをどんどんできるというような仕組みになることはないはず。料額の値上げをする場合は、意見公募とか公開ヒアリングみたいなものをやるべき。

・ここでクラブ財的だと言っているのは、構成しているメンバーで出し合って運営している代わりに、構成しているメンバーの利益に通じる範囲でしか拡大できないという意味であり、安易に、何らかの形で政治的な力が働いたら拡大するというものではないというのが一番の趣旨。

・パブリックコメントを提出された方々は、自分たちから集められたものを使うときになると、それほど自分たちが思ったようには使えないというところに、不安を持っているのではないか。

用途について皆さんの意見は入っているが、具体的に、どの地域で鉄塔を建てるのか等、みんなで一々合意を取っているわけではないため、そこに総務省の意図が入るのではないかと心配しているのではないか。このような懸念を払拭するような形を作っていくこともこれからの課題ではないかと思う。

・用途について何らかの変更等があった場合には、速やかに情報を開示してオープンする必要があるのではないか。

② 用途と受益及び負担の関係について

・逼迫対策や研究開発に関してお金を使うというのはどうか、という意見もあるが、重要な点として、後から入ってきた人が不利にならないようにするために、後から入ろうとしている人たちも使えるような環境を作っていかなければならない。そこに共益性というものが出てくるのだという形に整理しないと、研究開発等にお金を回すというところに批判が出てくると思う。

原則として、すべてを受け入れるクラブだという点が重要で、クラブを運営していくためには、新しい人たちを受け入れられる余地をつくらなければいけないということをごどこかで強調したほうがわかりやすい。

・土地の開発でいえば、マンションを新しく建設することによって、下水道や学校をつくらなきゃいけないということで、基本的に、学校を作るという場合には、当該マンション事業者だけではなくて、既存の住民の住民税も使わざるを得ないという仕組みと議論が共通している。新しく入ってくる人に、全部そういう費用を負担させるという議論にはなり得ない。

【電波利用料の用途について】

① 国際競争力の強化

・国際競争力の強化のため、研究開発はとても重要なことだと思っており、成果に結びつくということを狙っていないとだめだと思っている。ただ単にお金をばらまいて、何に使われたか分からないというようなことのないようにして検討して欲しいと思う。

・研究開発については事前、継続、事後の評価を行っているが、当初見込みや可能性が十分にあるということで始めた計画が途中で見込みがないことが判明したとき、速やかに止めることが難しいのが現状。的確に予算や経費を使える仕組みにすべきではないかと思う。

・一般の方々からは、何をやっているのか、あまりにも専門的過ぎてよくわからないという部分がある。例えば、電波利用のホームページとかで、メリットがわかるよう一般に向けた公表努力も何かやると、もっと親しみが持てる。

⇒既に実施中の研究開発については、その案件と概要をホームページに掲載している。また、本使途は平成17年から開始したものであり、まだその成果が出ていないが、今後、評価の結果等を踏まえ掲載する予定。

・研究開発については、電波利用料で負担しており、しかも、総務省に関連する研究機関で研究をすることが大事だという理由を、どこかで確認しないといけないのではないか。

また、国際競争力のための研究開発として、公的機関で一定の枠の研究をやるのが常識的なのかも含め、丁寧にチェックしないと（電波利用料の使途として）良いかどうかは安易に決められない。

⇒平成17年度から平成18年度末において、メーカー11社、通信事業者3社、放送事業者2社、NICT等の公的研究機関が2つ、大学4つと幅広い機関に参加して頂いているところである。

② 地上放送のデジタル化への完全移行

・こういう対策はNHK以外の放送事業者は行っていないため、この事業の恩恵を民間放送事業者は多分わかっていないと思う。払う側の放送事業者に、こんなにメリットがあるということをよく宣伝しないと、お金は払えるだけ払ったので、もうこれ以上は払えない、とメリットに見合うお金を払わないような状況になることも考えられるため、事業の恩恵を宣伝していく必要がある。

・デジタルの混信等対策とデジタル受信相談体制の整備の必要性はわかるが、結局、テレビ放送を観ている人は、こういう仕組みがあることを多分知らないと思うので、広報活動をしっかりやらないと何も仕事が無くて終わってしまう可能性がある。

また、一度こういうものがあることがわかると、国民としては何かあればここに連絡したくなるという状況になるため、はっきりとした方針を立てないと、結局、無駄な組織を作ってしまう、その結果、何年間も仕事がないということになってし

まうのではないかと心配。

⇒受信対策の問題等、いろいろな問い合わせが近年急速に増加しているのが現状。対策期間が限定された非常に特殊な事情ということもあり、電波利用料を有効に使わせていただく努力をしていく。

・このデジタル混信対策とかデジタル受信相談業務というのは、電波利用料財源として負担させることに、かなり無理なところがある。今回はデジタル放送の移行時期という特殊事情で認めたもので、2011年以降、相談業務等があったときには電波利用料を充てるものではないと考えるべきではないか。

この事業における受益者は放送を観る一般国民であり、電波利用料を使うのは本来無理。ただし現実には、2011年に向けて、こういう業務をやらなければ、テレビが観られなくなるという大混乱が起きるのは目に見えているので、その混乱をできるだけ回避するためのやむを得ぬ出費という意味で、特別に認めていただきたいという趣旨と思う。そうでなければ悪弊を残すだけ。

③ その他（代替伝送路への支援について）

・NTT東日本及びNTT西日本からの代替伝送路に使えないかという意見については、残念ながらクラブ財的な議論から出ていった人に対しては気の毒だが電波利用料は払えない。クラブの中の人たちに対して払われるものである。

【電波利用料の料額について】

① a群、b群の用途の振り分け

・a群、b群と区別しているが、今後の周波数の利用状況で、a群の中でも検討を重ねて細分化していくというニュアンスでよろしいか。

⇒3GHz以下、3GHz以上の部分については、平成17年の電波法改正において、主に、携帯電話の周波数が何処の周波数帯域に入っているかということで議論をした経緯があり、今のところ、その状況には大きな変化は出ていないと思われる。というのは、例えば、第4世代携帯電話については2010年より後のことでまだ根本的な変化は出てこない。ただ、実際の帯域配分については、具体的に逼迫度合いがどの程度のものかみていきたいが、3GHz以下をさらに細分化するかということが決まっているわけではない。

・a群とb群の定義について、b群ははっきりしているが、何をもってa群にするかという定義づけは、どこかで議論して明確にすべき。昔は400MHzを一番使用していたが、技術とともに高い周波数に移ってきており、今後も時代とともに変わる可能性は多分にある。

・現状では、最初の段階で、3GHzで分けて将来使われそうなものと、今使われているものに大まかに分けて、その中で低度未利用のないようにするためのインセンティブとして電波の経済的価値がついているという程度で、電波の経済的価値が

全面的に働くようにはなっていない。

・ 3GHz、6GHzで分けているということ自体は、オークションや周波数取引をやっているわけでもなく、今の段階では帯域に対する需要がどのくらいあるのかということをお案して、程度問題として分けるしかない。それを数値で明確にしても、その時点、その時点の段階で変わってくる相対的なものでしかない。

・ 問題は、その時点その時点で何を評価するのか。今はたまたま携帯電話が普及しており、その周波数帯域が電波の経済的価値が高くなっているが、時代が変わり、今後いろんな用途で周波数が使われた場合、何をもち電波の経済的価値が高いのかという定義は何もない。現状では仕方がないと思うが、このことは今後も続く問題であり、定義づけをしっかりとっておかないといけない。

・ 今は3GHzだが、細分化が難しくないとしたら細分化して、より使い勝手のいいところから相対的に位置づけるということは十分あり得る。電波の経済的価値を考えないと言っているわけではない。

原則としては、電波の経済的価値のベースに立っているが、平成17年の電波法改正における料額算定方式のような原則を全部キャンセルアウトして、新しい原則に持っていくという話にはなっておらず、方向性として、よりマーケットオリエントに向かっているものと認識。

・ ただ、完全なる実勢価格の判明という形ではなく、せいぜいのところ路線価であり、本当の経済的利益に即して電波利用料を取っているわけではないところが悩ましい。

・ a群に分類された人が納得するかということや世の中の動きの中でa群から外れる場合もあり得るわけで、どういう状況になったらa群から外すのかということも、大きな問題だと思う。

② テレビ放送、国等の電波利用料の見直しにおける公共性等の勘案について

・ 公共性について、例えば、国の公共性、放送の公共性、通信の公共性などについて色をつけることを検討していくと捉えてよろしいか。

⇒各業務がその公共性という観点に馴染むのかどうかということそれぞれ判断する。通信であろうと、放送であろうと、国であろうと、例えば、あまねくとか、安心・安全に資するといった観点からみたときに、どのような問題があるのか、どういうふうにかかわっているのか、また、その勘案が適当なのかという観点で判断する。

・ 公共性について、例えば、点数をつけて、5点、4点、3点、2点とかいうようなつけ方をするのか。もしくは、公共性が有りなのか無しなのかということになる

のか。

⇒公共性の有る無しやランクづけをすとかというのではなくて、それぞれの無線システム毎に公共性を考えましょうということ。例えば、この通信のこの業務については、こういう公共性を考えましょうとか、放送のこの業務については、こういう公共性を考えましょうということで、どれぐらいの割合を掛けてこの額にする等、それぞれ考えていく。

・ a群は周波数帯域で取ってしまうけど、電波の利用方法は、それぞれの業務によって違うので、公共性等、他の要素で勘案せざるを得ないというところはある。

・ 公共性の議論はしているが、実際、料額を割り振るときは払ってもらえそうな範囲のところをいただいている。みんなで電波を効率的に使い、できるだけ多くの人が様々な用途に使えるような環境を作る必要があるので、クラブを構成しているメンバーが（電波利用料の支払限度を）どの辺まで我慢できるかという話になっているのが現状。

・ 土地で言えば、都会の土地をどこでも自由に使えるというわけではなくて、住居地域とか商業地域とかを設定しており、地価も固定資産税も変わってくる。そこに学校とか交番があるときには、固定資産税は減免される。まさにそこに公益性があるからということで、その用途で決まっていくものだろう。

・ 電波はとても大事な資源なので、国が使おうが、だれが使おうが低度未利用に扱われることは困りますというところに重要な意味がある。原則として、電波を利用しようと思っている人は誰でも、それなりのオブリゲーションがあるということ。

③ 免許不要局について

・ 免許不要局について、電波利用料の徴収に反対という意見がたくさん出てきているが、報告書（案）を見る限りは、引き続き検討していくということであって、電波利用料を取ることを決めたわけではない、という理解でいる。

ただし、免許不要局が無法地帯で良いということではなく、何らかの電波の監理が必要な場合もあるということは確か。今回の報告書は、これから考えましょうということを書いているだけとの認識で良いか。

⇒事実関係として、免許不要局についての議論は、第5回のときも議論している。実際の報告書については、電波を利用していることには変わりがないことを原則とした上で、免許不要局について、どういう形で取るのかという技術的な問題や、例えば、免許を占有するような電波利用者が特定をされる場合にどうするのかということについて今後検討しなくてはならないというのが、報告書の内容。

少なくとも、この3年間で、今のところそういうシステムは考えられていないので、結果として、すぐに免許不要局から利用料徴収とはならない。検討のスケジュールについても、具体的なものがないので、どうやって検討するかは、今の

ところわかっているわけではない。

④ 勘案要素について

・勘案要素をどんどん入れていくことは、共益事務という議論から外れてきてしまうため、今のところは無理だろうということに尽きると思う。

⑤ その他

・研究会の考え方の中で、早急に検討しなくてはならないとか、検討や検証する予定について、これらのタイムリミットはどのようになっているのか。

⇒最終的には、法律を出すのが、次の通常国会と想定している。そこまでの間に、直接的には免許人等、できるだけ広く、どのような形でその算定をされるのかという考え方を示す機会を設けたい。

(3) 研究会報告書について

○ 「電波利用料制度に関する研究会 報告書（案）（資料4）」を研究会報告書とすることで、構成員の同意の上、了承。

(4) 総合通信基盤局長による研究会閉会の挨拶

— 了 —